

日本中央競馬會會報

第 72 卷 第 12 号

令和 8 年 1 月 23 日 発行

目 次

☆馬主登録 (1)

☆馬主登録取消 (3)

☆競馬会記事 (4)

令和 7 年 11 月 21 日 ~ 令和 7 年 12 月 20 日

馬主登録

| 登録年月日 | 馬 主 氏 名 | 馬主登録番号 | 所属馬主協会 |
|-----------|---------|-------------|--------|
| 7. 11. 25 | 村 越 晃 | 0 1 3 4 1 8 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 小 森 秀 樹 | 0 1 3 4 1 9 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 木 浦 晋 一 | 0 1 3 4 2 0 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 小 田 健 太 | 0 1 3 4 2 1 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 山 代 計 多 | 0 1 3 4 2 2 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 眞保榮 健 太 | 0 1 3 4 2 3 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 新 津 俊 之 | 0 1 3 4 2 4 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 門 澤 慎 | 0 1 3 4 2 5 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 山 下 裕 二 | 0 1 3 4 2 6 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 岡 田 多方一 | 0 1 3 4 2 7 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 柳 薰 | 0 1 3 4 2 8 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 伊 藤 義 文 | 0 1 3 4 2 9 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 外 山 裕 一 | 0 1 3 4 3 0 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 後 藤 明 則 | 0 1 3 4 3 1 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 半 藤 大 将 | 0 1 3 4 3 2 | 無所属 |

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-----|
| 7. 11. 25 | 榎本善和 | 0 1 3 4 3 3 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 安原麻美 | 0 1 3 4 3 4 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 黒田茂夫 | 0 1 3 4 3 5 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 日高治彦 | 0 1 3 4 3 6 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 津田朋広 | 0 1 3 4 3 7 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 村田康彰 | 0 1 3 4 3 8 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 貝本友美子 | 0 1 3 4 3 9 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 田村栄二 | 0 1 3 4 4 0 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 服部知明 | 0 1 3 4 4 1 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 金城宗幸 | 0 1 3 4 4 2 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 福原俊晴 | 0 1 3 4 4 3 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 磯田勇 | 0 1 3 4 4 4 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 文豪堂 | 0 1 3 4 4 5 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 原田茂 | 0 1 3 4 4 6 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 植草茂樹 | 0 1 3 4 4 7 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 山本勝央 | 0 1 3 4 4 8 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 西川和宏 | 0 1 3 4 4 9 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 長谷川彰 | 0 1 3 4 5 0 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 天野雄太 | 0 1 3 4 5 1 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 西山大介 | 0 1 3 4 5 2 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 吉永正志 | 0 1 3 4 5 3 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | N. シン | 0 1 3 4 5 4 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 黒瀬一志 | 0 1 3 4 5 5 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 河村賢治 | 0 1 3 4 5 6 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 倉西伸武 | 0 1 3 4 5 7 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 井口公玄 | 0 1 3 4 5 8 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 穴澤勇人 | 0 1 3 4 5 9 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 阿部慶輔 | 0 1 3 4 6 0 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 細江伸央 | 0 1 3 4 6 1 | 無所属 |

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-----|
| 7. 11. 25 | 中島敬史 | 0 1 3 4 6 2 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 齋藤慎 | 0 1 3 4 6 3 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 渡邊優磨 | 0 1 3 4 6 4 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 豊島愛子 | 0 1 3 4 6 5 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 宮下あゆみ | 0 1 3 4 6 6 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 浅野雄亮 | 0 1 3 4 6 7 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 久野浩子 | 0 1 3 4 6 8 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 鎌倉義雄 | 0 1 3 4 6 9 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 大西嘉久 | 0 1 3 4 7 0 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 楠本勝大 | 0 1 3 4 7 1 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 北村泰規 | 0 1 3 4 7 2 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 古川光瑛 | 0 1 3 4 7 3 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 村田和弘 | 0 1 3 4 7 4 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 西江宏行 | 0 1 3 4 7 5 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 高島一之 | 0 1 3 4 7 6 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 佐藤亨 | 0 1 3 4 7 7 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 五藤良将 | 0 1 3 4 7 8 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 鄭裕元 | 0 1 3 4 7 9 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 東條岳 | 0 1 3 4 8 0 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 佐藤修司 | 0 1 3 4 8 1 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 見知岳洋 | 0 1 3 4 8 2 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 谷口裕司 | 0 1 3 4 8 3 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 新村昌寛 | 0 1 3 4 8 4 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 市橋卓 | 0 1 3 4 8 5 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 馬場良 | 0 1 3 4 8 6 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 野口順也 | 0 1 3 4 8 7 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 西森正樹 | 0 1 3 4 8 8 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 安達昌之 | 0 1 3 4 8 9 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 福井純 | 0 1 3 4 9 0 | 無所属 |

| | | | |
|-------|---------------|--------|-----|
| 11.25 | 田中隆資 | 013491 | 無所属 |
| 11.25 | 成 本 武 弘 | 013492 | 無所属 |
| 11.25 | 岩 崎 義 久 | 013493 | 無所属 |
| 11.25 | 神 田 雅 行 | 013494 | 無所属 |
| 11.25 | 後 藤 大 | 013495 | 無所属 |
| 11.25 | 吉 井 護 | 013496 | 無所属 |
| 11.25 | 難 波 隆 行 | 013497 | 無所属 |
| 11.25 | 志 田 直 之 | 013498 | 無所属 |
| 11.25 | 加治屋 正太郎 | 013499 | 無所属 |
| 11.25 | 片 岡 雅 彦 | 013500 | 無所属 |
| 11.25 | 平 山 成 厚 | 013501 | 無所属 |
| 11.25 | 上 博 利 | 013502 | 無所属 |
| 11.25 | 上 村 勇 人 | 013503 | 無所属 |
| 11.25 | 古 川 薫 | 013504 | 無所属 |
| 11.25 | 笠 原 龍 輔 | 013505 | 無所属 |
| 11.25 | 斎 藤 洋 子 | 013506 | 無所属 |
| 11.25 | WiseWind | 800116 | 無所属 |
| 11.25 | 79 組 合 | 800117 | 無所属 |
| 11.25 | 大山ホースクラブ | 800118 | 無所属 |
| 11.25 | MIKITORACING | 800119 | 無所属 |
| 11.25 | NYCRacing | 800120 | 無所属 |
| 11.25 | ウェイタークラブ | 800121 | 無所属 |
| 11.25 | ㈱リアルセットマネジメント | 901273 | 無所属 |
| 11.25 | 合同会社JPN技研 | 901274 | 無所属 |
| 11.25 | (株)曙 殖 産 | 901275 | 無所属 |
| 11.25 | ベラジオコーポレーション㈱ | 901276 | 無所属 |

馬主登録取消

| 取消年月日 | 馬 主 氏 名 | 馬主登録番号 | 所 属 馬 主 協 会 |
|-----------|-----------|--------|-------------|
| 7. 11. 25 | 林 田 祥 来 | 012262 | 無所属 |
| 7. 11. 25 | 山 本 雅 之 | 012899 | 京 都 |
| 7. 11. 25 | ゲ ー ト イ ン | 800099 | 東 京 |
| 7. 12. 10 | 大 迫 正 善 | 012287 | 九 州 |
| 7. 12. 11 | 大 野 裕 | 011708 | 中 山 |
| 7. 12. 17 | 高 洲 陽 | 006515 | 阪 神 |
| 7. 12. 17 | 辰 巳 雅 朗 | 013271 | 無所属 |

競馬会記事

令和8年度における競馬場の入場者から徴収する入場料の額に関する日本中央競馬会入場料規則の特例を定める通達

(令和7年12月15日 理事長達第47号)

(目的)

第1条 この通達は、日本中央競馬会入場料規則（平成26年理事長達第26号。以下「規則」という。）第2条第1項本文に規定する競馬場の入場者から徴収する入場料の額に関し、令和8年度における規則の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この通達において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(入場料の額の特例)

第3条 規則第2条第2項第1号の規定にかかわらず、令和8年1月1日から同年12月31日までの間において中山、東京、中京、京都及び阪神の各競馬場の入場者（規則第3条第1項に規定する入場者を除く。）から徴収する入場料の額は、当該入場料の徴収がインターネットを通じてクレジットカードで行われる場合（当該入場料を日本中央競馬会有料席等利用料規則（平成26年理事長達第27号）に規定する有料席等利用料と併せて徴収する場合を除く。）に限り、100円とする。

附 則

(施行期日)

1 この通達は、令和8年1月1日から施行する。

(通達の失効)

2 この通達は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。

日本中央競馬会不動産貸付基準

(昭和50年8月12日 理事長達第9号)

(総則)

第1条 本会の不動産の貸付けについては、別に定めのあるもののほか、この基準によるものとする。

(貸付けの対象)

第2条 不動産の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会の業務を円滑に行うために必要な団体
- (2) 畜産の振興又は馬術の普及を目的とする団体であって、理事長が適当と認めたもの
- (3) 公共性又は公益性のある団体であって、理事長が適当と認めたもの
- (4) 本会が発注する役務若しくは工事等を請け負い、又は物品の製造をする者であって、理事長が適当と認めたもの
- (5) 地方競馬の主催者

(貸付けの期間)

第3条 貸付けの期間は、1年以内とする。ただし、更新することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、民法（明治29年法律第89号）その他の法令に不動産の貸付けの期間に係る定めがあるときは、その定めに従う。

(土地の貸付け)

第3条の2 本会の土地について、建物を所有するための貸付けは行わ

ない。ただし、次の各号に掲げる場合において理事長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1号に規定する者が競馬事業のために当該建物を所有するとき。
- (2) 第2条第3号に規定する者が公共の用途等のために当該建物を所有するとき。
- (3) 第14条第5号に該当して同条の適用を受ける者が本会との契約を円滑かつ適正に履行するために当該建物を所有するとき。

(貸付けの実施)

第3条の3 理事長は、第2条各号に規定する者から不動産の貸付けに係る申出を受けた場合において、当該不動産の使用目的その他当該貸付けに係る申出の内容が適切であると認めたときは、当該者に対し当該不動産を貸し付けるものとする。

2 前項の場合において、理事長は、当該不動産の貸付けを受けることとなった者との間に、遅滞なく、当該不動産に係る貸付契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第4条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除することがある。

- (1) 本会が当該不動産を必要とするに至ったとき。
- (2) 貸付けを受けた者が契約条項に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 貸付けを受けた者が当初の使用目的に反して使用し、又はそのおそれがあるとき。

(貸付料算定基準)

第5条 貸付料の年額は、次項の規定による算定基礎額に第3項に規定する率を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

2 算定基礎額は、当該不動産の貸付期間の初日における固定資産課税台帳登録価格とする。ただし、当該不動産の固定資産課税台帳登録価格が設定されていない場合にあっては、次の各号に掲げる不動産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 土地 貸付期間の初日における近傍類似の土地の固定資産課税台帳登録価格
- (2) 土地以外の不動産 別に定めるところにより当該不動産の取得価格又は工事金額のいずれかの額に2分の1を乗じて得た額

3 第1項の率は、次の各号に掲げる不動産の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 土地 100分の3(本会の事業の用に供する場合又は第2条第3号に規定する者が収益事業以外の用途に供する場合にあっては100分の2)
- (2) 土地以外の不動産 100分の12(本会の事業の用に供する場合又は第2条第3号に規定する者が収益事業以外の用途に供する場合にあっては100分の8)

第6条 独立家屋を貸し付ける場合の貸付料の年額は、当該建物の基礎額と当該所要敷地の基礎額を加算して得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

第7条 建物の一部を貸し付ける場合の貸付料の年額は、次の算式により計算する。

$$(T_1 \times R_1 + T_2 \times R_1) \times \frac{A_2}{A_1} \times R_2$$

T₁ 第5条第2項に定める当該建物に係る算定基礎額

T₂ 第5条第2項に定める当該建物の所要敷地に係る算定基礎額

R₁ 第5条第3項に定める率

R₂ 100分の100に消費税及び地方消費税の税率を加えた率(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により消費税を課されないものについては100分の100)

A₁ 当該建物の有効使用面積

A₂ 当該貸付部分の面積

第8条 貸付期間が1年に満たない場合の貸付料については、年額を基準として日割により計算する。

(貸付料率の特例)

第9条 貸付物件の使用形態又は利用効率その他のやむを得ない事情により理事長が第5条第3項に定める率によることが実情に沿わないと認められた場合は、その率を増減することがある。

第10条 削除

第11条 本会が賃借している不動産を貸し付ける場合の貸付料は、本会が支払うべき賃借料相当額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

第12条 削除
(貸付料の納期)

第13条 貸付料は、所定の期日に徴収する。ただし、前納を認めるものとする。

(無償貸付の特例)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する貸付けについては、第5条から第8条まで及び第11条の規定にかかわらず、無償とすることがある。

- (1) 第2条第1号に規定する者が収益事業以外の事業のために使用するとき。
- (2) 第2条第1号に規定する者が事務所として使用する場合であって、理事長が適当と認めたとき。
- (3) 第2条第2号に規定する者が畜産共進会、馬術競技大会又は乗馬訓練等のために使用する場合であって、理事長が適当と認めたとき。
- (4) 第2条第3号に規定する者が公共若しくは公益の目的のために使用する場合又は本会の業務運営上必要な目的のために使用する場合であって、理事長が適当と認めたとき。
- (5) 第2条第4号に規定する者が本会との契約を履行するため使用する場合であって、理事長が適当と認めたとき。

(電柱等に係る取扱い)

第15条 第5条、第8条、第11条及び前条の規定にかかわらず、電柱又は電線等の設置のために土地を貸し付ける場合の取扱いは別に定めるところによる。

附 則

- 1 この基準は、昭和50年7月21日から実施し、昭和50年1月1日から適用する。
- 2 昭和49年12月31日以前からの本会不動産の貸付については、なお、従前の例による。
- 3 日本中央競馬会不動産貸付取扱要領(昭和40年7月1日設定)は、

廃止する。

附 則(昭和52年12月26日理事長達第22号)

この通達は、昭和53年1月1日から実施する。

附 則(昭和58年4月1日理事長達第4号)

この通達は、農林水産大臣の承認のあつた日(昭和58年4月1日)から施行する。

附 則(昭和60年7月16日理事長達第13号)

この通達は、農林水産大臣の承認のあつた日(昭和60年7月16日)から施行し、改正後の日本中央競馬会不動産貸付基準の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成元年4月26日理事長達第15号抄)

この通達は、農林水産大臣の承認のあつた日(平成元年4月25日)から施行し、〔中略〕平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成3年9月13日理事長達第10号)

この通達は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成6年12月26日理事長達第40号)

(施行期日)

- 1 この通達は、平成7年1月1日から施行する。
(貸付料に関する特例措置)
- 2 平成7年度から平成9年度までの各年度においては、改正後の日本中央競馬会不動産貸付基準(以下「改正後の基準」という。)第5条から第7条までの規定により計算した貸付料の年額が、改正前の日本中央競馬会不動産貸付基準第5条から第7条までの規定により計算された平成6年度の貸付料の年額(以下「旧貸付料」という。)に達しないこととなるときは、改正後の基準第5条から第7条までの規定に

かかわらず、当該旧貸付料をもつて各条に規定する貸付料の年額とする。

附 則（平成9年2月26日理事長達第9号抄）

この通達は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成9年12月24日理事長達第41号）

（施行期日）

1 この通達は、平成10年1月1日から施行する。

（貸付料に関する特例措置）

2 平成10年度から平成12年度までの各年度においては、改正後の日本中央競馬会不動産貸付基準（以下「改正後の基準」という。）第5条から第7条までの規定により計算した貸付料の年額（以下「新貸付料」という。）が、改正前の日本中央競馬会不動産貸付基準第5条から第7条までの規定により計算された平成9年度の貸付料の年額（以下「旧貸付料」という。）に達しないこととなるときは、改正後の基準第5条から第7条までの規定にかかわらず、当該旧貸付料をもって各条に規定する貸付料の年額とする。ただし、旧貸付料が新貸付料に比し著しく高額であって、かつ、旧貸付料をもって貸付料の年額とすることが実情にそわないと理事長が特に認めた場合には、理事長が別に定める額をもって各条に規定する貸付料の年額とする。

附 則（平成12年12月19日理事長達第28号）

この通達は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日理事長達第42号）

（施行期日）

1 この通達は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年度から平成27年度までの各年度における福島競馬場に係る不動産の貸付料の年額についての改正後の日本中央競馬会不動産貸付基準第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「貸付開始の初日」とあるのは、「平成23年4月1日」とする。

附 則（平成26年3月19日理事長達第11号）

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月23日理事長達第26号）

この通達は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和7年12月12日理事長達第46号）

（施行日）

1 この通達は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の日本中央競馬会不動産貸付基準第5条及び第7条の規定は、施行日以後に不動産の貸付けを開始（更新を含む。）する契約について適用し、この通達の施行の際現に不動産の貸付けを行っている契約については、なお従前の例による。

令和7年日本中央競馬会理事長達第51号

日本中央競馬会組織規程の一部を改正する通達

日本中央競馬会組織規程（平成19年理事長達第30号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この通達は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この通達による改正前の日本中央競馬会組織規程の規定により交付された環境整備費に係る事務については、なお従前の例による。

日本中央競馬会競馬施行規約 新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(総務部)</p> <p>第25条 総務部においては、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>地域貢献寄附金に係る企画調整</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>本会事業所周辺の地元協力</u>についての企画調整に関すること (お客様部及びウインズ部の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(8) <u>地元協力に係る交付金の交付等</u>に関すること (ウインズ部の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(9)～(11) 〔略〕</p> | <p>(総務部)</p> <p>第25条 総務部においては、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>本会事業所周辺の環境整備 (特別振興事業を除く。)</u> 及び<u>地元協力</u>についての企画調整に関すること (お客様部及びウインズ部の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(7) <u>環境整備費の交付</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>地元協力費等の交付</u>に関すること (ウインズ部の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(9)～(11) 〔略〕</p> |
| <p>(ウインズ部)</p> <p>第33条の3 ウインズ部においては、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) <u>場外勝馬投票券発売所に係る地元協力</u> (お客様部の所掌に属するものを除く。) についての企画調整に関すること。</p> <p>(9) <u>場外勝馬投票券発売所に係る地域貢献寄附金及び地元協力に係る交付金の交付等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(14) 〔略〕</p> | <p>(ウインズ部)</p> <p>第33条の3 ウインズ部においては、次の事務を行う。</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) <u>場外勝馬投票券発売所に係る環境整備 (特別振興事業を除く。)</u> 及び<u>地元協力</u> (お客様部の所掌に属するものを除く。) についての企画調整に関すること。</p> <p>(9) <u>場外勝馬投票券発売所に係る地元協力費等の交付</u>に関すること。</p> <p>(10)～(14) 〔略〕</p> |
| <p>別表1 本部の室及び課の事務分掌 (第37条関係)</p> <p>[1]・[2] 〔略〕</p> <p>[3] 総務部</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 環境整備課</p> <p>(1) <u>地域貢献寄附金に係る企画調整</u>に関すること。</p> | <p>別表1 本部の室及び課の事務分掌 (第37条関係)</p> <p>[1]・[2] 〔略〕</p> <p>[3] 総務部</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 環境整備課</p> <p>(1) <u>本会事業所周辺の環境整備 (特別振興事業を除く。)</u> 及び<u>地元協力</u>についての企画調整に関すること (安全企画課及びウイン</p> |

- (2) 本会事業所周辺の地元協力についての企画調整に関すること
(安全企画課及びウインズ事業室の所掌に属するものを除く。)
- (3) 地元協力に係る交付金の交付等に関すること (ウインズ事業室の所掌に属するものを除く。)

[4] ~ [13] [略]

[14] ウインズ部

1 ウインズ事業室

(1)~(9) [略]

(10) 場外勝馬投票券発売所に係る地元協力 (安全企画課の所掌に属するものを除く。) についての企画調整に関すること。

(11) 場外勝馬投票券発売所に係る地域貢献寄附金及び地元協力に係る交付金の交付等に関すること。

(12)~(15) [略]

2 [略]

[15] ~ [17] [略]

別表5 日高育成牧場及び宮崎育成牧場の事務分掌 (第64条関係)

1 総務課

(1)・(2) [略]

(3) 地域貢献寄附金及び地元協力に係る交付金の交付等に関すること (宮崎育成牧場に限る。)

(4)~(17) [略]

2・3 [略]

別表6 トレーニング・センターの事務分掌 (第71条関係)

1 [略]

2 総務課

(1)~(3) [略]

(4) 地域貢献寄附金及び地元協力に係る交付金の交付等に関すること。

(5)~(10) [略]

ズ事業室の所掌に属するものを除く。)。

(2) 環境整備費の交付に関すること。

(3) 地元協力費等の交付に関すること (ウインズ事業室の所掌に属するものを除く。)

[4] ~ [13] [略]

[14] ウインズ部

1 ウインズ事業室

(1)~(9) [略]

(10) 場外勝馬投票券発売所に係る環境整備 (特別振興事業を除く。) 及び地元協力 (安全企画課の所掌に属するものを除く。) についての企画調整に関すること。

(11) 場外勝馬投票券発売所に係る地元協力費等の交付に関すること。

(12)~(15) [略]

2 [略]

[15] ~ [17] [略]

別表5 日高育成牧場及び宮崎育成牧場の事務分掌 (第64条関係)

1 総務課

(1)・(2) [略]

(3) 環境整備費、地元協力費等に関すること (宮崎育成牧場に限る。)

(4)~(17) [略]

2・3 [略]

別表6 トレーニング・センターの事務分掌 (第71条関係)

1 [略]

2 総務課

(1)~(3) [略]

(4) 環境整備費、地元協力費等に関すること。

(5)~(10) [略]

3～10 〔略〕

別表7 競馬場の事務分掌（第80条関係）

1 〔略〕

2 総務課

(1)～(4) 〔略〕

(5) 地域貢献寄附金及び地元協力をに係る交付金の交付等に関するこ
と。(お客様課の所掌に属するものを除く。)

(6)～(15) 〔略〕

3～10 〔略〕

別表7 競馬場の事務分掌（第80条関係）

1 〔略〕

2 総務課

(1)～(4) 〔略〕

(5) 環境整備費、地元協力費等に関するこ（お客様課の所掌に属す
るものを除く。)

(6)～(15) 〔略〕